

さくら市認可保育所及び
放課後児童クラブ施設
整備・運営事業者募集要項

令和6年11月

栃木県 さくら市
健康福祉部 こども政策課

目 次

1 募集の趣旨	3
2 募集する事業の内容	3
3 応募資格	4
4 施設整備及び運営等に関する基本的条件	4
5 募集・審査の流れ（予定）	6
6 応募申込書の提出	6
7 質疑及び回答	8
8 事業予定者の選定方法等	8
・別添 1 応募資格について	10
・質疑書	12
・様式類	13
・【参考資料 1】乳幼児数及び保育利用児童数の推移	25
・【参考資料 2】小学校児童数及び放課後児童クラブ利用児童数の推移	26
・【参考資料 3】位置図（旧氏家町区域）	27

1 募集の趣旨

さくら市では、認可保育所及び放課後児童クラブの利用者数が増加しており、今後もさらなる利用者の増加が見込まれています。また、社会情勢や就労状況の変化などにより保育ニーズも多様化しております。

これらの状況を踏まえ、今年度に策定する「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」に必要な整備として位置づけ、待機児童の防止及び質の高い保育サービスを継続的に提供することを目的に、施設を整備し運営を行う事業者を募集します。

2 募集する事業の内容

(1) 開所日

令和8年4月1日

※ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、市と事業者の間で協議し決定するものとします。

(2) 募集区分

区分	施設	箇所数
①	認可保育所	1カ所
②	放課後児童クラブ施設	2カ所程度

上記①及び②いずれか、またはその両方への応募を可とします。

なお、両方に応募する場合は、建物は同一または別かは問いませんが、管理運営上区分してください（同一の部屋で実施しない）。

※①②に関して、事業者に要求する内容は次頁の通りです。

①認可保育所	
定員	100名程度（0～5歳児クラスまで） 年齢別定員については、具体的な提案を求めます。 できるだけ0～2歳児クラスの定員が多くなるようにしてください。 ※最終的な定員の内訳はさくら市と協議し決定します。
開所時間	・基本開所時間 11時間以上 ・延長保育時間 基本開所時間を超える時間で具体的に提案してください。
休日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日、3日、及び12月29日から12月31日までの日 （ただし休日保育の実施を妨げるものではありません。）
特別保育	・0歳児受け入れ（産休明けから） ・延長保育 ・障がい児の受け入れ ・病児保育（体調不良児対応型）
その他	こども誰でも通園制度へ対応すること

②放課後児童クラブ施設	
定員	30～40 名程度 小学校 1 年生～ 6 年生児童を対象とすること
開所時間	・ 基本開所時間 平日は 3 時間以上、土曜及び学校長期休業日は 8 時間以上 ・ 延長保育時間 基本開所時間を超える時間で具体的に提案してください。
休日	・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 月 2 日、3 日、及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日（ただし休日保育の実施を妨げるものではありません。）
その他	平日は小学校から実施場所までの送迎を実施すること。

（３）募集区域

旧氏家町区域内

※既存の民間保育施設からの距離によっては、事業計画の見直しを求める場合があります。

3 応募資格

応募できる事業者は、次の要件を満たすこととします。。

- （１）別添 1 に掲げる要件を満たす法人（政治的な目的のために結成された法人を除く。）であること。
- （２）申請者及び法人代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。

4 施設整備及び運営等に関する基本的条件

施設整備に関しては、以下の法令等及び条件を遵守するものとします。

- （１）候補者に選定後、近隣住民及び入所予定者への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において対応すること。
- （２）施設整備に当たっては、さくら市と協議を行うとともに、さくら市から指導があった場合には、これに従うこと。

※ 施設整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金ほか一切を含む。）は事業者の負担とします。

※ 当該事業が国の就学前教育・保育施設整備交付金や子ども・子育て支援施設整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。ただし、補助金を申請する場合は、補助金の内示前に整備事業に着手することはできません。

※ 整備予定地は、原則、自己所有としますが、借地（地上権又は賃借権を設定・登記する）でも可とします。ただし借地の場合は、計画書の提出までに地権者の確約を得てください。

(3) 次の事項を遵守して施設整備を行うこと。

- ア 周辺環境を考慮し、安全に配慮した保育施設として施設整備を行うこと
- イ 送迎の際に保護者が一時的に利用する自動車の駐車場を確保すること
- ウ 認可保育所の屋外遊戯場（運動場）は、定員に対して十分な面積を確保すること

(4) 施設の整備及び運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。また、これらを所管する関係機関と事前に十分協議を行うこと。

- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令
- イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ウ 児童福祉施設の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年 3 月 13 日栃木県条例第 17 号）
- エ さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成 26 年 9 月 5 日さくら市条例第 23 号）
- オ さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成 26 年 9 月 5 日さくら市条例第 24 号）
- カ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令
- キ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年 10 月 14 日栃木県条例第 25 号）
- ク その他関係法令等

(5) 本募集に基づいて整備する施設は、さくら市がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、転貸、転売を禁止するものであり、継続して事業を実施すること。

(6) 地域との関わり、地域への貢献を十分考慮し、地域の方々に保育施設運営への理解を深めてもらうよう努めること。

5 募集・審査の流れ（予定）

以下のスケジュールで進める予定です。

番号	内容	時期
①	募集要項の公表	令和6年11月1日
②	募集に関する説明会	令和6年12月3日
③	質疑受付	令和6年12月9日 ～12月13日
④	申込事前審査期間	令和6年12月19日 ～12月20日
⑤	申込期限	令和7年1月15日
⑥	1次審査（書面）	令和7年1月16日 ～1月31日
⑦	2次審査（プレゼン及びヒアリング）	令和7年2月中旬
⑧	事業予定者の決定・公表	令和7年2月下旬
⑨	整備・運営に関する協定	令和7年3月上旬
⑩	施設開所	令和8年4月1日

6 応募申込書の提出

本募集への申込みを希望する事業者（以下「応募者」という。）は、令和6年12月19日～20日に実施する上記④の申込事前審査を経て、応募申込書及び次に掲げる書類を提出してください。事前審査を受けない場合には、申込みできません。該当する書類がない場合は、その理由書を代わりに提出してください。

※上記⑤申込では、応募申込様式及び提出書類等について、簡単に内容等を審査させていただきます。必ず事前にさくら市こども政策課へ電話で予約をしてからご来庁ください。なお、予約がない場合は受付できません。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書【様式1】
 - ② 法人定款
 - ③ 法人代表者の印鑑証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
 - ④ 法人登記履歴全部事項証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）
 - ⑤ 法人の概要書（沿革、保育事業参入歴等がわかるもの）
 - ⑥ 事業報告書・決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等直近2年分）
 - ⑦ 納税証明書（その3の3）、県税に滞納額がないことの証明書、市税に滞納額がないことの証明書
 - ⑧ 法人運営に関する基本的な考え方【様式2】
 - ⑨ 施設運営にあたっての考え方【様式3】
 - ⑩ 認可保育所等運営実績【様式4】
 - ⑪ 現在運営している認可保育所の概要【様式5】
 - ⑫ 現在運営している認可保育所の指導監査結果（直近のもの）
 - ⑬ 現在運営している認可保育所の第三者評価結果（直近のもの）
 - ⑭ 現在運営している認可保育所のしおり・入所案内のパンフレット、重要事項説明書等
 - ⑮ 現在運営している認可保育所の運営規定・規則
 - ⑯ 現在運営している認可保育所の職員状況調査票【様式6】
 - ⑰ 計画概要書【様式7-1、7-2】
 - ⑱ 開設までのスケジュール（設計、施工、工期、職員採用、研修等）
 - ⑲ 園舎整備計画書（配置図、平面図、施設概要、資金計画）
 - ⑳ 応募資格要件等に関する誓約書【様式8】
- ※⑱⑲は自由様式とします。①以外の書類は写しで結構です。

(2) 提出部数

ア 正本1部、副本10部

イ 提出書類は、ファイル（A4・縦型・左綴り）で書類No.順に綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類No.ごとに右端にインデックスを付して提出してください。

(3) 提出日時及び場所（必ず事前審査を受けてから提出してください。）

ア 提出日時 令和7年1月14日（火）から1月15日（水）

午前9時から午後4時まで ※要予約

イ 提出場所 栃木県さくら市氏家2771番地

さくら市健康福祉部こども政策課（さくら市役所第2庁舎1階）

電話：028-681-1125

(4) 提出書類の取り扱い

ア 提出していただいた書類は一切返却しません。

イ 提出していただいた書類は、さくら市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報を除きます）。

(5) 費用負担

本募集に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(6) 募集に関する説明会

本募集に関し説明会を以下のとおり実施します。

開催日 令和6年12月3日（火）午前10時00分から

場 所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

※11月29日（金）までに募集要項14ページの現地説明会参加申込書により、健康福祉部こども政策課（kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp）あてメールで提出し説明会に参加してください。なお、説明会当日は、本募集要項を持参してください。現地説明会への参加が、応募の条件ではありません。

7 質疑及び回答

本公募に関する質疑は、次のとおり受け付けます。

(1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質疑書」に記載のうえ、メール若しくは直接持参してください。（メール送付の際、事前に電話にて連絡をお願いします。）これ以外の方法（電話、FAX、来庁等）による質疑応答は行いません。

(2) 質疑受付期間

令和6年12月9日（月）から12月13日（金）午後5時まで

(3) 受付場所

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

さくら市健康福祉部こども政策課（さくら市役所第2庁舎1階）

電話：028-681-1125

メール：kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp

(4) 回答の方法

受け付けた質疑に対する回答は、令和6年12月18日（水）から令和7年1月15日（水）の間さくら市ホームページに掲載します。質問者に対する個別回答は行いません。回答については、質疑のあった法人名等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合があります。

8 事業予定者の選定方法等

(1) 選定方法

事業予定者の選定は、提出していただいた書類により、さくら市が設置する事業者選定委員会において審査後、最終的にさくら市長が決定します。

ア 一次審査：書類審査

【令和7年1月16日～1月31日】

イ 二次審査：プレゼンテーション及びヒアリング審査

【令和7年2月中旬頃を予定】

※二次審査は一次審査を通過した上位事業者を対象に実施します。

※1事業者1時間程度を予定しています。

(2) 選定基準

下記の事項を重視して審査を行います。

ア 組織運営

法令等の基準に基づく適切な組織運営、事業内容について理解と熱意、過去の指導監査等の状況

イ 財政運営

法人としての財政・収支状況、継続的に安定的な事業運営が図られるか

ウ 事業運営

保育所認可を受ける見込みがあること、法令等の各種基準その他要件を満たしているか

エ 事業計画

施設整備の見通しが確実であること、将来を見通した計画であること

オ その他

① さくら市内で認可保育所等を運営している法人

② 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、質の高い保育サービスが継続的に実施されるか

③ さくら市の保育行政を理解し、運営において積極的に本市に協力する事業者であること

(3) 選定結果

選定結果については、応募者へ令和7年2月下旬を目途に通知します。

(4) 結果の公表

結果公表については、さくら市ホームページに掲載します。応募者又は第三者から情報公開を求められた際は、さくら市情報公開条例に基づき提出書類を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(5) その他

- ① 事業予定者決定後の計画変更は原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるものや施設整備の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める場合があります。
- ② 事業予定者決定後でも法令等により事業計画の実現が見込まれないなど、施設整備・運営が困難とさくら市が判断した場合や計画が著しく変更された場合には事業予定者としての決定を取り消すことがあります。また、事業予定者の都合により計画を取り下げる等、いずれの場合であっても次点の事業者を繰り上がり決定事業予定者とします。

【別添 1】

応募資格について

施設の設置主体は、次の要件を満たすこと。

- (1) 保育事業に熱意と理解を持ち、施設の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (3) さくら市の保育事業の一翼を担う施設であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係法令及びさくら市の指導を遵守できること。
- (5) 資産要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 社会福祉法人が施設の設置主体となる場合は、基本財産として、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。）を有すること。ただし、社会福祉施設の用に供する不動産を自己所有している場合は、この限りでない。

イ 社会福祉法人又は学校法人以外の者が施設の設置主体となる場合は、施設の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ ア～イを含む施設運営所要額、法人設立所要額及び施設整備所要額を自己資金、贈与金等市の指定する財源で保有していること。ただし、施設整備所要額については、借入金にすることもできることとする。

※上記ア～ウの資産は開園する施設の資金であり、他の事業に使用する予定の資金は財源とはできません。

- (6) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が施設の設置主体となる場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者。
 - イ 申請日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。

- オ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他市税を滞納している者。
- カ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
- キ さくら市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

(7) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が施設の設置主体となる場合は、次の要件を満たすこと。

ア 当該施設の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 次のいずれにも該当すること。

a 施設長が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、実務を担当する経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。

b 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び施設長を含む運営委員会（施設の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び施設長を含むこと。

ウ 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む。）。

エ 直近の会計年度において、施設を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。

(8) 整備計画を策定し、当該計画を遵守すること。

令和 年 月 日

質疑書

さくら市健康福祉部 こども政策課 あて

法人名
担当者名
連絡先：電話
：メールアドレス

質問事項（関連する募集要項のページ）
質問の内容

令和 年 月 日

現地説明会参加申込書

さくら市健康福祉部 こども政策課 あて

法人名
担当者名
連絡先：電話
：メールアドレス

さくら市認可保育所及び放課後児童クラブ施設整備・運営事業者募集の現地説明会へ参加申込みします。

参加者氏名	

- ※1 参加者は2名以内とします。
- ※2 応募者現地説明会締切り日(令和6年11月29日)までに、メールで提出してください。
- *3 不着防止のため、申込書を提出後、提出先へ電話連絡をお願いします。

【様式 1】

令和 年 月 日

応募申込書

さくら市長

所在地
法人名
代表者氏名

印

【事務担当者】

所 属
氏 名
電話番号
メールアドレス

このことについて、「認可保育所及び放課後児童クラブ施設整備・運営事業者募集要項」の趣旨を踏まえ、応募します。

応募に関しては、募集要項その他さくら市の指示を遵守し、事業者に決定した場合は、誠意をもって事業を運営していくことを誓約します。

記

1 提出書類 正本 1 部、副本 1 0 部

2 募集区分

区分	応募する区分に○
①認可保育所	
②放課後児童クラブ施設	

【様式 2】

法人運営に関する基本的な考え方

項目	内容
1 設立の目的・趣旨	
2 法人の経営・運営に関する理念	
3 理念を具現化するための方策	(実践していること)
4 施設整備計画を進める法人内部の計画推進体制	(事務手続き、運営、整備手続等をどのような体制で行うか)
5 今後の長期計画	(新設や大規模修繕、運営に関することなど、法人運営の今後の計画や目標、方向性について)

【様式3】

施設運営にあたっての考え方

計画地において整備・運営する施設についての考え方を、これまでの既存園での取組実績や計画地に整備する保育施設の運営計画等を記入してください。

認可保育所と放課後児童クラブ施設の両方に応募する場合、それぞれの内容について分かるように記入してください。

記入欄は適宜広げて記入してください。

1 新たな保育施設運営にあたっての基本的な方針や目標

--

2 定員設定に関する考え方

--

3 職員育成の考え方、研修計画、健康管理

--

4 児童の健康・保健衛生管理、疾病、安全管理等の対応（与薬のルール等含む）

--

5 給食、食育の考え方、食物アレルギーへの対応について

--

6 保護者負担費用について（保育料・保育料以外の内容・金額・徴収方法など）

7 障がい児受入の実施についての基本理念

8 配慮を要する園児の保育、また家庭への支援に対する考え方、体制

9 地域社会との交流や連携に対する考え方

10 園舎建設にあたっての近隣住民への配慮、周辺道路の路上駐車対策

11 法人独自提案、その他（特にアピールしたいことがあれば記入してください）

【様式4】

認可保育所等運営実績

所在地
法人名

認可保育所・認定こども園の運営実績について、すべて記載してください。

施設名						(☐ 民設民営 ☐ 公設民営)		
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員 (人)								： ～ ：
開設 年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名						(☐ 民設民営 ☐ 公設民営)		
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員 (人)								： ～ ：
開設 年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名						(☐ 民設民営 ☐ 公設民営)		
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員 (人)								： ～ ：
開設 年月日				所在地 (市区町村名)				

施設名						(☐ 民設民営 ☐ 公設民営)		
クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	開所時間
定員 (人)								： ～ ：
開設 年月日				所在地 (市区町村名)				

【様式 5】

現在運営している認可保育所の概要

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員 (人)							
施設 名称				運営 種別	□民設民営 □公設民営		
所在地				基本開 所時間	: ~ :		
開設 年月日				延長保 育時間	: ~ :		
					: ~ :		
職員配置	区分		配置基準		職員数		備考
	施 設 長						
	主 任 保 育 士						
	保育士	0 歳児	3 : 1 = 人				
		1 歳児	6 : 1 = 人				
		2 歳児	6 : 1 = 人				
		3 歳児	1 5 : 1 = 人				
		4 歳児	2 5 : 1 = 人				
		5 歳児	2 5 : 1 = 人				
	看護師・保健師 (資 格 名)				()		
	栄 養 士						
	調 理 職 員						
	嘱 託 医 (診 療 科 名)				()		
	用 務 員						
	事 務 員						
	そ の 他						

※本計画において整備を想定する保育園の規模、定員、運営種別、運営形態に比較的近い 1 園について記入してください。提出書類⑪～⑬は、この様式に記入した保育所のものについて記入してください。

※職員数は常勤換算値としてください。

【様式 6】

現在運営している認可保育所等の職員状況調査票

施設名称		運営種別	☐ 民設民営 ☐ 公設民営
------	--	------	---

No.	職種	担当職務内容	年齢	資格免許の種類	種別	勤続年数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ・ 職種：施設長、保育士、看護師、栄養士、調理、用務、事務等を記入。
- ・ 担当職務内容：施設長、主任、●歳児クラス担当等を記入。
- ・ 年齢：令和 6 年 4 月 1 日現在で記入。
- ・ 資格免許の種類：保育士、看護師、栄養士、調理師等を記入。
- ・ 勤続年数：令和 6 年 4 月 1 日現在で記入。
- ・ 種別：常勤（正規職員）、非常勤、アルバイト等を記入。
- ・ 行が不足する場合は 2 枚目以降に No.21 から付番し、上記内容で作成する。

【様式 7 - 1】

計画概要書

①認可保育所

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員 (人)							
施設 名称				運営 種別	民設民営		
所在地				基本開 所時間	: ~ :		
開設 年月日				延長保 育時間	: ~ :		
					: ~ :		
職員配置	区分		配置基準		職員数		備考
	施 設 長						
	主 任 保 育 士						
	保育士	0 歳児	3 : 1 = 人				
		1 歳児	6 : 1 = 人				
		2 歳児	6 : 1 = 人				
		3 歳児	1 5 : 1 = 人				
		4 歳児	2 5 : 1 = 人				
		5 歳児	2 5 : 1 = 人				
	看護師・保健師 (資 格 名)				()		
	栄 養 士						
	調 理 職 員						
	嘱 託 医 (診 療 科 名)				()		
	用 務 員						
	事 務 員						
そ の 他							
建築概要	構 造		造 階		数		階建
	建 築 面 積		m ²		延 床 面 積		m ²
	※うち保育所部分		m ²		※うち保育所部分		m ²
	工 事 期 間		令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)				

※認可保育所と放課後児童クラブ施設を同一建物内で整備する場合に記入

【様式 7 - 2】

計画概要書

②放課後児童クラブ

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
定員 (人)							
施設 名称				運営 種別	民設民営		
所在地				基本開 所時間	: ~ :		
開設 年月日				延長保 育時間	: ~ :		
					: ~ :		
職員配置	区分	配置基準		職員数		備考	
	施 設 長						
	放課後児童支援員						
	補 助 員						
	事 務 員						
	そ の 他						
建築概要	構 造	造 階		数		階建	
	建 築 面 積	m ²		延 床 面 積		m ²	
	※うち放課後部分	m ²		※うち放課後部分		m ²	
	工 事 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)						

※認可保育所と放課後児童クラブ施設を同一建物内で整備する場合に記入

【様式 8】

応募資格要件等に関する誓約書

さくら市長

所在地
法人名
代表者氏名

印

さくら市認可保育所及び放課後児童クラブ施設整備・運営事業者の募集に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 応募申込書その他の提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと。
2. 募集要項「3. 応募資格」の要件を満たしていること。
3. 募集要項「4. 施設整備及び運営等に関する基本的条件」を遵守すること。
4. 市長が必要と認める確認、調査及びその他情報収集を行うことに同意すること。
5. 選定結果について、異議を申し立てないこと。

【参考資料 1】乳幼児数及び保育利用児童数の推移

1 乳幼児数の推移

単位：人

年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 2 年度	318	341	393	386	394	460	2, 292
令和 3 年度	309	330	338	399	388	391	2, 155
令和 4 年度	305	313	338	339	390	392	2, 077
令和 5 年度	306	308	320	339	330	393	1, 996
令和 6 年度	273	322	310	319	340	336	1, 900

※ 住民基本台帳人口に基づく（各年 4 月 1 日現在）

2 保育利用児童数の推移

単位：上段（利用児童数）：人、下段（利用率）：％

年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 2 年度	63 (19. 8)	206 (60. 4)	233 (59. 2)	232 (60. 1)	230 (58. 3)	270 (58. 6)	1, 234 (53. 8)
令和 3 年度	64 (20. 7)	190 (57. 5)	237 (70. 1)	241 (60. 4)	240 (61. 8)	238 (60. 8)	1, 210 (56. 1)
令和 4 年度	71 (23. 2)	188 (60. 0)	213 (63. 0)	246 (72. 5)	249 (63. 8)	258 (65. 8)	1, 225 (58. 9)
令和 5 年度	78 (25. 4)	191 (62. 0)	225 (70. 3)	234 (69. 0)	249 (75. 4)	254 (64. 6)	1, 231 (61. 6)
令和 6 年度	63 (23. 0)	216 (67. 0)	214 (69. 0)	244 (76. 4)	239 (70. 2)	250 (74. 4)	1, 226 (64. 5)

※ 市外委託児童を含み市外受託児童は除く（各年 4 月 1 日現在）

【参考資料 2】 小学校児童数及び放課後児童クラブ利用児童数の推移

1 小学校児童数の推移

単位：人

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
令和 2 年度	770	137	152	496	555	421	2, 531
令和 3 年度	781	136	150	517	576	410	2, 570
令和 4 年度	752	122	144	493	580	417	2, 508
令和 5 年度	729	109	144	510	572	397	2, 462
令和 6 年度	704	100	144	514	595	389	2, 446

※ 児童数は普通学級と特別支援学級の合計（各年 4 月 1 日現在）

2 放課後児童クラブ利用児童数の推移

単位：上段（利用児童数）：人、下段（利用率）：％

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
令和 2 年度	205 (26. 6)	44 (32. 1)	39 (25. 6)	150 (30. 2)	196 (35. 3)	43 (10. 2)	677 (26. 7)
令和 3 年度	200 (25. 6)	48 (35. 2)	44 (29. 3)	160 (30. 9)	197 (34. 2)	71 (17. 3)	720 (28. 0)
令和 4 年度	207 (27. 5)	43 (35. 2)	43 (29. 8)	164 (33. 2)	179 (30. 8)	91 (21. 8)	727 (28. 9)
令和 5 年度	188 (25. 7)	45 (41. 2)	57 (39. 5)	183 (35. 8)	186 (32. 5)	101 (25. 4)	760 (30. 8)
令和 6 年度	216 (30. 6)	46 (46. 0)	46 (31. 9)	190 (36. 9)	214 (35. 9)	101 (25. 9)	813 (33. 2)

※ 月利用登録児童数（各年 4 月 1 日現在）

【参考資料 3】位置図（旧氏家町区域）

